

# 設計図書等に関する回答書

令和 6年 9月 5日

福島県教育委員会教育長 大沼 博文

委託番号	第 24-70011-0013 号
委託名	船引・小野高等学校統合再編工事基本・実施設計委託
質 問 事 項	
<p>1 特記仕様書6-2 担当技術者の資格要件 (2)建築設備(電気・機械)担当者 建築士法の建築設備士 とありますが、設備設計一級建築士でもよろしいでしょうか。</p> <p>2 特記仕様書6-2 担当技術者の資格要件 (2)建築設備(電気・機械)担当者 (受注者、再委託者(設計業務)のいずれかに建築設備士を配置すること)とありますが、受注者に建築設備士を配置すれば、再委託者の担当技術者は建築設備士の資格を持っていなくてもよろしいのでしょうか。</p> <p>3 特記仕様書6-2 担当技術者の資格要件 (2)建築設備(電気・機械)担当者 (受注者、再委託者(設計業務)のいずれかに建築設備士を配置すること。なお、再委託者(補助業務)に建築設備士を配置する場合は、△を適用)とありますが、受注者の建築設備(電気・機械)担当者に建築設備士を配置すれば、補助業務の担当者は資格を持っていなくてもよろしいでしょうか。</p> <p>また、その場合(資格者でなくてもよい場合)、担当技術者は建築士法による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の開設者又は所員でなくてもよろしいでしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 貴見のとおりです。</p> <p>2 貴見のとおりです。</p> <p>3 貴見のとおりです。</p> <p>また、補助業務の担当技術者は一級建築士事務所又は二級建築士事務所の開設者又は所員である必要はありません。</p>	